

令和7年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月3日（月）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第1号）	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第2号）	7
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第3号）	7
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第4号）	7
○日程第8、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件（議案第5号）	7
○日程第9、令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）を定める件（議案第6号）	7
○日程第10、令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件（議案第7号）	7
○日程第11、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の個人情報の保護に関する条	

例の一部を改正する条例制定の件（議員提出議案第 1 号）	1 8
○閉会中の事務調査について	1 9
○一般質問	1 9
○議長の挨拶	2 5
○管理者の挨拶	2 5
○閉会の宣告	2 6

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第3号

令和7年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月3日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 令和7年3月3日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

令和7年3月3日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	福	島	恵	美	議員	2 番	小	林	ひ と み	議員
3 番	小	川	未	奈 子	議員	4 番	野	沢	聖	子 議員
5 番	小	川		茂	議員	6 番	中	島	浩	喜 議員
7 番	太	田	忠	芳	議員	8 番	田	中		栄 議員
9 番	内	野	嘉	広	議員	10 番	飯	田		恵 議員
11 番	大	曾 根	英	明	議員	12 番	古	内	秀	宣 議員

不応招議員（なし）

令和7年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

令和7年3月3日（月曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

(2)議事説明者について

日程第 4 議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定の件

日程第 5 議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 7 議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 8 議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 9 議案第6号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）を定める件

日程第10 議案第7号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件

日程第11 議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第12 閉会中の事務調査について

日程第13 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	福島恵美	議員	2番	小林ひとみ	議員
3番	小川未奈子	議員	4番	野沢聖子	議員
5番	小川茂	議員	6番	中島浩喜	議員
7番	太田忠芳	議員	8番	田中栄	議員
9番	内野嘉広	議員	10番	飯田恵	議員
11番	大曾根英明	議員	12番	古内秀宣	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	齊藤芳久
監査委員	今平正義	事務局長	宇津木優明
事務局参与 兼水処一長 （事務所）	高山淳	事務局次長 （財務課長 事務取扱）	中田真一
事務局副参事 （建設課長 事務取扱）	菊地征一	事務局参事 兼防災担 （事務取扱）	岸俊之
事務局参事 兼計画・増設・ 再構築担当参	沼尻祐太	総務課長	大沢嘉史
業務課長	岡本義徳	維持管理課 長	安原仁

事務局職員出席者

書記	勝田恭正	書記	井上聡
書記	吉瀬みゆき		

◎開会及び開議の宣告

(午前 10 時 00 分)

○野沢聖子議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。ただいまから令和7年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長の挨拶

○野沢聖子議長 皆様、おはようございます。令和7年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申しあげましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、誠に喜ばしい次第でございます。

また、議事説明者といたしまして、石川管理者、齊藤副管理者をはじめ関係者のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、議員提出議案を含め8件の重要案件が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

◎管理者の挨拶

○野沢聖子議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。令和7年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様におかれましては、大変ご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る1月28日に、八潮市内で下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生し、行方不明者の搜索等により下水道の使用制限が2週間にわたり行われるなど、多くの市民生活に影響を及ぼすこととなりました。

下水道は、市民生活に必要不可欠なライフラインであることを常に意識し、市民の皆様が安心して下水道を利用いただけるよう、引き続き健全な維持管理に努めてまいります。議員皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件のほか6件でございます。いずれも本組合運営上、重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。よろしく願いいたします。

◎議事日程の報告

○野沢聖子議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○野沢聖子議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

2番 小 林 ひとみ 議員

3番 小 川 未奈子 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○野沢聖子議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和7年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸報告

○野沢聖子議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査報告第1号 現金出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和6年11月分及び12月分の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎日程について

○野沢聖子議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定の件から日程第10、議案第7号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件までを一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第1号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○野沢聖子議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定の件から日程第10、議案第7号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号までの7件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定の件であります。刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大する等、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。現下の社会経済情勢等、諸般の事情を勘案しつつ、職員の給与改定に準じ、議会の議員、管理者及び副管理者の期末手当の額を改定する等、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢等、諸般の事情を勘案しつつ、国の給与改定に準じ、職員の給与を改定する等、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件であります、人口減少による有収水量の減少や下水道施設の更新費用等の増加を踏まえ、将来にわたり健全な事業運営を図るため、下水道使用料の改定をしたいので、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第6号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）を定める件であります、今回の補正は、国の補正予算による追加内示に伴い、事業を前倒しで行うための必要な措置を講じるとともに、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費や事業費の確定見込みに伴う所要の処置を講じることといたしました。

主な補正内容について申し上げますと、補正予算第3条に定める収益的収入及び支出の補正につきましては、収入では下水道事業収益に1,830万1,000円の増額補正を行い、収入の合計を40億5,130万8,000円に、支出では下水道事業費用に1,674万2,000円の増額補正を行い、支出の合計を40億4,238万9,000円にしようとするものであります。

次に、補正予算第4条に定める資本的収入及び支出の補正につきましては、収入では資本的収入に2,931万円の増額補正を行い、収入の合計を22億9,170万8,000円に、支出では資本的支出に1億4,468万2,000円の増額補正を行い、支出の合計を34億5,513万4,000円にしようとするものであります。

なお、収入が支出に対し不足する額11億6,342万6,000円につきましては、減債積立金や損益勘定留保資金などで補填することといたしました。

次に、補正予算第5条に定める債務負担行為の補正であります、まず合同庁舎機械警備業務委託事業につきましては、現在実施している契約額を増額する必要が生じたため、新たに債務負担行為を追加することとし、また石井水処理センター管理棟等再構築事業につきましては、事業の前倒しに伴い、債務負担行為の限度額を変更することといたしました。

次に、議案第7号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件であります、まず、予算第2条に定める業務の予定量につきましては、水洗化人口を12万2,500人、年間有収水量を1,259万8,000立方メートルといたしました。

主な建設改良事業といたしましては、汚水整備事業につきましては、事業認可区域の下水道整備を計画的に推進するため、鶴ヶ島市藤金地内の面整備を実施するとともに、石井水処理センター4系列目の増設事業や施設の耐震化、耐水化、ストックマネジメント事業等を引き続き実施するために必要な経費を計上いたしました。

雨水整備事業につきましては、引き続き内水浸水想定区域図作成を実施するとともに、新たに大谷川雨水幹線整備に向けた設計業務委託等を実施するために必要な経費を計上いたしました。

大谷川雨水ポンプ場整備事業につきましては、施設耐水化等を実施するために必要な経費を計上いたしました。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益の総額を42億3,044万6,000円に、下水道事業費用の総額を42億8,224万6,000円としたところであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を44億4,190万1,000円に、資本的支出の総額を54億6,757万3,000円とし、不足する額10億2,567万2,000円につきましては、損益

勘定留保資金などで補填することといたしました。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○野沢聖子議長 これより、各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、議会運営についての申合せ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

5番、小川茂議員。

○5番（小川 茂議員） 5番、小川茂でございます。議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、2点質疑をさせていただきます。

1点目、下水道使用料改定時期について。2点目、使用料対象経費に対する経費回収率について。

まず、1点目、下水道使用料の改定時期について、この時期にした理由についてお伺いしたいと思います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

現行の下水道使用料につきましては、平成29年6月1日に改正を行い、その後令和3年度に検証を行った結果、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住民負担への適切な配慮が必要であるなどの考えから、令和6年度まで据え置くこととし、現在に至っております。

このような中、本組合職員による下水道事業経営検討部会を設置し、令和7年度から令和16年度の10年間を計画期間とした経営戦略の改定及びロードマップの策定を行い、経費回収率の向上に向けた具体的な取組や下水道使用料改定の必要性等の検討を行ったところでございます。その検討結果を踏まえ、令和6年6月に下水道事業運営審議会に下水道使用料改定について諮問しましたところ、算定期間を令和7年度

から令和11年度までの5年間とした中で、経費回収率100%を目指し、平均改定率を15.7%とする下水道使用料の改定はやむを得ないとの答申をいただきました。

今回の下水道使用料改定につきましては、経営戦略の改定で示したロードマップを基本とし、人口減少による有収水量の減少や下水道施設の更新費用等の増加を踏まえ、将来にわたり健全な事業運営を図るために実施するものであり、改定の時期につきましては、市民へ周知期間を考慮し、令和7年10月からの改定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

5番、小川茂議員。

○5番（小川 茂議員） 2点目お聞きします。

今回の下水道使用料改定では、使用料対象経費に対して経費回収率100%を目指したところですが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

本組合は、地方公営企業でありますので、経営に要する費用は経営に伴う収入をもって充てなければならない独立採算制の原則が適用され、経費回収率が100%となるよう下水道使用料を設定すべきとされています。このような中、前回の平成29年6月の下水道使用料改定におきましては、本来経費回収率100%を目指すところ、激変緩和措置として、経費回収率86.3%となるよう改定を行った経緯がございます。このような経緯を経て、今回の改定につきましては、公費負担とされる分流式下水道等に要する経費などを除いた使用料対象経費に対する経費回収率につきまして、100%を目指した改定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 5番、小川茂議員。

○5番（小川 茂議員） 再質疑させていただきます。

ただいまご答弁にありました分流式下水道等に要する経費とはどのようなものなのかお伺いをしたいと思います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

分流式下水道等に要する経費につきましては、総務省の通知により、平成18年度から下水道の公共用水域の水質保全など、公的な便益を勘案し、汚水処理経費の一部を公費負担とすることが認められ、新設されました。本組合における分流式下水道等に要する経費の算定につきましては、公費負担の明確化を目的として、令和4年度に構成市と協議した結果、資本費の3割を上限にすることとし、今回の改定にも適用しております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 ほかに。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 議席番号7番、太田忠芳です。議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について質疑いたします。

質疑事項は、下水道使用料改定についてであり、1点目として、下水道使用料改定に当たっての激変緩和策について、2点目が下水道使用料の近隣他団体との比較について、以上2点について伺いいたします。まず、1点目の使用料改定に当たっての激変緩和策について、下水道事業運営審議会からの答申書にも激変緩和策を講じることとありますが、その内容について伺います。

○野沢聖子議長 岡本業務課長、答弁。

○岡本義徳業務課長 お答えいたします。

使用料改定に当たっての激変緩和策についてでございますが、下水道事業の安定的な運営を図るために、下水道事業運営審議会へは当初、基本使用料を現行の800円から1,200円への改定について審議をしていただきましたが、審議会では、基本使用料の改定はやむを得ないが、1か月400円、2か月で800円の増額改定は市民生活への影響が大きいので、基本使用料は1,000円への改定が妥当ではないかなどのご意見が出されましたことから、基本使用料を1,000円とする改定案とさせていただきました。

従量使用料につきましては、1立米から10立米までの単価5円は据置き、11立米から20立米の単価は128円から130円へ2円の増額とし、少量使用者や一般家庭へ配慮した改定案としているところでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 続きまして、2点目の近隣他団体と比較するとどのような状況であるのかについて伺いたいと思います。

○野沢聖子議長 岡本業務課長、答弁。

○岡本義徳業務課長 お答えいたします。

近隣他団体との比較についてでございますが、近隣団体である埼玉県西部11市等におきましては、指標となります1か月20立米使用した場合の金額で比較いたしますと、現在の本組合の順位は3位でございます。改定後の順位も変わらず3位となる見込みでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 再質疑いたします。

鶴ヶ島市内の一部地域は川越市の流域下水道に接続していて、本組合の使用料と金額が異なることについて伺いしたいと思います。

○野沢聖子議長 岡本業務課長、答弁。

○岡本義徳業務課長 お答えいたします。

鶴ヶ島市南町松ヶ丘の川鶴団地と五味ヶ谷地内の富士見ハイツにつきましては、本組合の公共下水道処理区域ではなく川越市の流域下水道に接続されております。使用料につきましても、川越市の使用料が適

用されております。1か月20立米の金額で比較いたしますと、改定後の本組合の金額は2,585円、川越市は1,595円でございますので、その差額は990円でございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 再々質疑いたします。

同じ市民なのに下水道使用料に差があるのは不平等ではないでしょうか。下水道使用料改定についての資料1によれば、事業種別の単独、単独・流域、流域関連によって使用料に差があります。流域関連は、県の下水道施設に下水道管渠を接続することで、自前の処理場を持たないでその分を流域維持管理負担金を負担することで賄っていることで低料金となっていると見えますが、この使用料の格差について組合はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○野沢聖子議長 岡本業務課長、答弁。

○岡本義徳業務課長 お答えいたします。

流域関連下水道は、複数の団体の下水処理を行うことで、スケールメリットにより単独下水道より使用料の金額を抑えることができると認識をしております。

なお、川越市が関連している荒川右岸流域下水道は、令和6年12月の埼玉県議会におきまして、令和7年度より流域維持管理負担金を改定することが議決され、その改定率は34.3%と公表されております。今後、近隣他団体におきまして、その影響により使用料改定が行われるのではないかと推測されるところでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 議席番号7番、太田忠芳です。議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件に対し反対の立場で討論を行います。

下水道も上水道と同様に、市民生活が安心、安全に過ごせるためのライフラインとして機能していると認識しております。坂戸、鶴ヶ島下水道組合も、こうした理念の下、日夜を分かたず職務に専念しているのではないのでしょうか。下水道使用料金の値上げは、以下のような市民生活の現実に投げかけられております。

まず、報道であります。帝国データバンクは、2月28日、主要食品メーカー195社の価格改定動向調査を発表しました。3月は、冷凍食品を中心に、2,343品が値上げされます。前年同月767品の約3倍に上り、5か月ぶりに単独で2,000品を越えました。3月は冷凍食品が一斉に値上がり、味の素冷凍食品はギョーザ、「ザ★シュウマイ」など、家庭用50品の出荷価格を3から10%引き上げます。また、大塚食品は、

レトルトカレー「ボンカレーゴールド」6品の希望小売価格を221円から254円に、明治はバター10種類中2品の出荷額を最大約8%上げます。

また、総務省が2月7日発表した2024年平均の家計調査によると、2人以上の世帯におけるエンゲル係数が28.3%と比較可能な2000年以降で最大となりました。最大を更新するのは2年連続であります。エンゲル係数は、家計支出に占める食費の割合で、生活水準の指標とされます。数値が高いほど生活が苦しいと考えられます。収入が減ったり物価が高騰したりしても、食費を減らすのには限界があるからであります。コロナ禍を経て、ロシアのウクライナ侵略、さらにパレスチナ、ガザ地区に対するイスラエルの軍事攻撃は世界の構造を大きく変え、値上げを遠慮していたかに見えて日本の企業が堰を切ったかのように値上げを打ち出しています。もはや値上げをためらわない風潮が蔓延しているのではないのでしょうか。

この事態において、公共機関である坂戸、鶴ヶ島下水道組合が激変緩和、少量使用者に配慮するとはいえ、使用料の値上げを打ち出すことは、生活に困窮する市民から、下水道よ、おまえもかとの声が沸き上がるのではないのでしょうか。近隣の下水道機関との比較でも、本組合の使用料金は高い水準にあります。県内の水道事業が、処理施設を自前で運営する単独事業、県の下水道施設に接続する流域関連事業、単独と地域関連の併用事業があり、使用料金はこの3種類を比較すればおおむね単独事業が高使用料金で、以下単独、地域関連、流域の順となっています。

常々私が居住する川越市栄の下水道料金は他の地域と比べられ、なぜかと疑問を持つ市民が多いのではないかと思います。全県が全く同じ使用料金とはならないまでも、県に対して施策を求めてもいいのではないのでしょうか。ライフラインとして生活に欠かせない下水道を市民に安心して提供する責務が構成自治体である坂戸市、鶴ヶ島市にはあると思います。

以上の理由から反対をいたします。

○野沢聖子議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

5番、小川茂議員。

○5番（小川 茂議員） 5番、小川茂でございます。ただいま議題となっております議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について賛成の立場で討論いたします。

現行の下水道使用料は、平成29年6月1日に改正され、その後、令和3年度の検証結果により、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住民への適切な配慮が必要であるなどの理由から、令和6年度まで据え置くこととされ、現在まで約8年間改定しなかったわけですが、この間、厳しい財政状況の中で効率的な運営を図り、努力してきたものと考えております。このような中、国土交通省からは、少なくとも5年に1度の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、公表することが求められ、それが社会資本整備総合交付金等の交付要件となったと聞いております。今後の下水道事業は、将来における人口減少による下水道使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増加も見込まれ、より一層厳しい経営環境となることが予想されております。

このような状況の中、本組合では経営努力や経費節減に努めてきましたが、近年の物価高騰などにより、経費削減だけでは下水道事業財政の厳しい経営状況に対処することが困難となっており、本組合の下水道事業を安定的に継続するために下水道使用料の改定が必要であると考えます。

また、下水道事業運営審議会で審議した下水道使用料の改定についての答申におきましては、公費負担

とされる分流式下水道等に要する経費などを除いた使用料対象経費に対する経費回収率は100%を目指し、平均改定率を15.7%とする下水道使用料の改定はやむを得ないとのことであり、この答申内容は本組合の下水道事業を将来にわたり健全な事業運営を改善していこうという思いから生まれたものであり、本議会においても重んじるべき市民の声であると考えます。

以上のことから、今回の改定につきましては、厳しい社会経済情勢ではございますが、算定期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とした中で、経費回収率100%を目指し、平均改定率を15.7%とする本案は、使用者に対し本組合の財政状況に見合った負担を求めるものであり、市民の声を反映した必要かつ妥当な改正であると理解し、本案に対する賛成の討論といたします。

○野沢聖子議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○野沢聖子議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第4号）を定める件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件に対する質疑に入ります。

5番、小川茂議員。

○5番（小川 茂議員） 5番、小川茂です。議案第7号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件について質疑します。

質疑項目は、予算規模についてであります。予算書、第3条に定めた収益的収入及び支出と予算書の第4条に定めた資本的収入及び支出が前年度と比較し大幅に増額となっておりますが、予算規模が大幅に増加した理由についてお伺いをいたします。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

本予算につきまして、まず3条予算についてであります。収益的収入につきましては、下水道使用料の改定を見込み、下水道使用料が増額となり、収益的支出につきましては、施設の老朽化に伴う修繕工事の増加や物価高騰などの影響により、維持管理費が増額となりました。

次に、4条予算についてでございますが、資本的収入につきましては、建設改良事業の増加に伴い、企業債及び国庫補助金が増額となり、資本的支出といたしましては、主に処理場の統廃合に向けた石井水処理センター増設事業費やストックマネジメント事業費が大幅に増額となったため、建設改良費が大幅に増額となりました。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

ほかに。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 議席番号7番、太田忠芳です。議案第7号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件について質疑いたします。

質疑事項は下水道使用料についてであり、本予算の下水道使用料収入額が前年度と比較して1億1,780万円の増額となっておりますが、このうち下水道使用料の改定による影響額について伺います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

下水道使用料の改定による影響額といたしましては、約1億1,500万円の増額を見込んでおります。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7番、太田忠芳議員。

○7番（太田忠芳議員） 再質疑いたします。

下水道使用料改定の影響額について約1億1,500万円の増額を見込んでいるとのことですが、予算書、第9条に定めた他会計からの補助金では、坂戸市及び鶴ヶ島市負担金の合計額が前年度と比較して4,569万5,000円の減額となっております。下水道使用料改定による影響額より構成市負担金の減額が少ないのはなぜなのか伺いたいと思います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

本予算につきましては、前年度と比較して施設の老朽化に伴う修繕工事の増加や物価高騰などの影響により維持管理費が増額となり、また公費負担となる雨水処理に要する経費の増額に伴い、その分の構成市負担金が増額となったため、使用料改定による影響額に対して構成市負担金の減額は少なくなったものでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

7 番、太田忠芳議員。

○7 番（太田忠芳議員） 再々質疑します。

下水道使用料を改定しているにもかかわらず、維持管理費や公費負担となる雨水処理費の増額により構成市負担金の減額が少なくなったとのことでもあります。汚水事業と雨水事業は報告セグメントにより分離しているが、このことを踏まえて内訳について伺いたいと思います。

○野沢聖子議長 中田次長、答弁。

○中田真一事務局次長 お答えいたします。

本予算のセグメント情報につきましては、予算書の17ページに記載されています。本組合は、汚水事業は私費、雨水事業は公費であることから、汚水事業と雨水事業の2つを報告セグメントとしています。この報告セグメントに計上しております営業費用及び営業外費用の合計額といたしまして、まず使用料対象となる汚水事業につきましては、前年度と比較して約2億2,100万円の増額となり、公費負担となる雨水事業につきましては、前年度と比較して約1,100万円の増額となりました。このことによりますと、下水道使用料改定による影響額を考慮しても構成市負担金額は増額となりますが、構成市の厳しい財政事情を考慮し、下水道事業基金を活用するなどの対応により、本予算における構成市負担金が減額となりました。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

7 番、太田忠芳議員。

○7 番（太田忠芳議員） 議席番号7番、太田忠芳です。議案第7号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件について反対の立場で討論します。

さきに、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、下水道料金の引上げについて反対を表明しました。令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算は、使用料金引上げを前提として成り立つものであり、その予算には反対をします。使用料改定に当たって、引上げを前提とした検討に入る前に、県内他機関の使用料金との差が生じる要因を分析するべきなのではないかと考えます。

1月28日に発生した八潮市での地面陥没事故の教訓は、下水道事業の広域化に大きな要因が考えられます。巨大な管渠を埋設し、事故が起これば広範囲に影響が及ぶこと、監視、管理に要する技術系人材も必要な数を考えなければなりません。本組合のように自前で処理施設を持ち、管理、監視も身近な地域で目が通りやすいという優位性があるのではないかと思います。県に対して自前で、自立で成り立っていることの優位性を補助の観点で訴え、県内の下水道料金の標準化を県の施策でやってほしいものであります。

坂戸市、鶴ヶ島市には、下水道事業が市民生活に欠かせないライフラインであることをおもんばかり、経営戦略13ページでは、公費負担の考え方について、構成市との協議で資本費の3割を公費負担として経

費回収率を算定することとしたとしておりますが、改めて協議して割合を上げることも可能ではないのでしょうか。

以上の理由で反対の討論とします。

○野沢聖子議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

5番、小川茂議員。

○5番（小川 茂議員） 5番、小川茂でございます。ただいま議題となっております議案第7号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件について賛成の立場で討論いたします。

下水道は、浸水防除や生活環境の改善を図るなど、人々の生命や財産、経済活動、水環境、地球環境にとって必要不可欠かつ基幹的な社会インフラであり、将来にわたって持続可能な下水道を確保するためには様々な事業を実施していく必要があります。その一方で、人口減少社会の到来による下水道使用料の減少に加え、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や労務単価などの上昇による事業費の増加など、経営状況の厳しさが増えています。

このような中で、ただいま提案されております本予算の内容を見ますと、収入については、下水道使用料の改定による増額を見込むなど積極的な財源確保を講じており、支出については、引き続き処理場の統廃合へ向けた石井水処理センター増設事業や管渠整備事業を推進するとともに、耐震化事業、耐水化事業、ストックマネジメント事業及び浸水対策などの各施策についても計画的に実施することとしております。

本予算は、下水道使用料改定による経営基盤の強化が図られ、下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するための適正な内容となっており、本案に対する賛成の討論といたします。

○野沢聖子議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案7号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○野沢聖子議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○野沢聖子議長 日程第11、議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、小川茂議員。

○5番（小川 茂議員） ただいま議題となっております議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○野沢聖子議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○野沢聖子議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の事務調査について

○野沢聖子議長 日程第12、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しておきましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○野沢聖子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。



◎一般質問

○野沢聖子議長 日程第13、一般質問を行います。

通告者は1人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申合せ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

順次質問を許します。

8番、田中栄議員。

○8番（田中 栄議員） 8番、田中栄です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行

います。

質問事項は1点、八潮市下水道管陥没事故を受けて、今後の下水道組合の取組についてでございます。本年1月28日に埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック1台が巻き込まれました。事故に巻き込まれた方の一日も早い救出を祈念いたします。この事故で約120万人に下水道の使用自粛が求められ、洗濯や入浴の制限など市民生活に大きな混乱が発生。加えて、下水道の機能が一部停止したため、衛生面でも問題が生じました。

このような事故を未然に防ぐためには何が必要かを考えることが急務です。そのためには、本組合の下水道システムの現状を詳細に把握し、潜在的な問題点を洗い出すことが必要です。老朽化した下水道管の点検やメンテナンスが十分に行われているか。また、過去の点検結果や修繕履歴を確認し、リスクの高い箇所を特定することが重要です。そこで、以下3点について伺います。

- 1、事故後の本組合における対応。
- 2、現状における問題点について。
- 3、今後の対応について。

以上をもちまして1回目の質問といたします。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 それでは、田中議員のご質問につきまして順次お答えをいたします。

初めに、事故後の本組合における対応についてでございますが、国から1日当たりの処理量が30万立方メートル以上の汚水処理場に接続する内径2メートル以上の管渠を有する下水道管理者に対し、腐食等の異常により道路陥没のおそれがないか緊急点検をするよう要請がありました。本組合では、国が要請する緊急点検に該当する管渠は保有しておりませんが、2月5日及び6日に設置から30年以上経過した重要な幹線及び主要な幹線管渠につきまして、管渠上部の道路陥没の有無及びマンホール周辺の陥没や破損等の有無について職員の目視による点検を行いました。直ちに対応が必要となる異常はありませんでした。

なお、調査結果につきましては、本組合ホームページへ掲載するとともに、県及び構成市へ報告し、情報共有を図りました。

次に、現状における問題点ではありますが、本組合の令和5年度末の管渠老朽化率は22.98%と比較的高い状況であり、年々耐用年数を超える管渠が増加する見込みであります。この状況に対応するため、ストックマネジメント計画に基づき管渠内の更生工事等を実施することとしております。しかしながら、対象となる管渠が膨大に存在することや事業実施に必要な下水道使用料や交付金の確保等、いわゆる人、物、金の問題が懸念されるところでございます。

次に、今後の対応についてでございますが、本組合が管理する重要な幹線及び主要な幹線管渠につきましては、職員や管渠清掃委託業者により、管渠やマンホールが埋設されている道路表面の陥没やひび割れ等の目視点検や、管渠内部の異常等がないか点検調査を定期的 to 実施するとともに、坂戸、鶴ヶ島下水道組合公共下水道ストックマネジメント計画に基づき第1期計画として、布設後30年以上経過した管渠及び重要な幹線を中心に点検調査を行い、第2期ストックマネジメント計画におきまして、第1期計画期間中に異常が見られた箇所について緊急度や管渠の重要性に応じて改築工事等を実施してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8番、田中栄議員。

○8番（田中 栄議員） それでは、一通りの答弁をいただきましたので、これより一問一答方式により順次質問いたします。

八潮市で発生した事故の概要を、市民生活に及ぼした影響を含めてお伺いいたします。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

八潮市内で発生した埼玉県が管理する下水道管の陥没事故の概要でございますが、報道によりますと、事故は本年1月28日午前9時50分頃、八潮市内の県道交差点内において、地下10メートル付近に埋設された内径4.75メートルの鉄筋コンクリート製の下水道管が硫化水素ガスの影響と思われる腐食により破損し、その中へ上部の土砂が流れ込んだため、空洞ができたことにより道路陥没が発生したのではないかと言われております。

事故による市民生活への影響であります。現場付近住民の避難要請、道路封鎖による交通規制、下水道使用自粛、N T T光ケーブルの通信障害等、市民生活に大きな影響を与えていると報道されております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8番、田中栄議員。

○8番（田中 栄議員） 初回答弁で、組合では国が要請する緊急点検に該当する管路は保有していませんとの答弁がございましたが、分かりやすくご説明お願いいたします。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

今回国から要請があった緊急点検に該当する施設は、1日当たりの処理量が30万立方メートル以上の汚水処理場に接続する内径2メートル以上の管渠を有する全国7都府県、13施設の大規模な流域下水道が該当でありました。本組合が保有する最大の管渠は、平成2年度に施工いたしました石井水処理センターへ直結する鉄筋コンクリート製の内径1.65メートルの中央幹線でございます。本組合の対応といたしましては、国が要請する緊急点検に該当する管渠は保有しておりませんが、職員の目視による自主点検を行い、直ちに対応が必要となる異常はございませんでした。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8番、田中栄議員。

○8番（田中 栄議員） 事故後の対応については理解いたしました。

我が国で本格的に下水道が整備されるようになったのは、第2次世界大戦後、産業が急速に発展して、都市への人口の集中が進んでからです。また、産業の発展に伴い、昭和30年頃から工場等の排水によって、河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁が顕著となりました。そのため、昭和45年の下水道法の改正によ

り、下水道は、まちの中を清潔にするだけでなく、公共用水域の水質保全という重要な役割を担うようになりました。

それでは、本組合の下水道の整備の歴史について伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

坂戸市、鶴ヶ島市においては、昭和40年台に首都圏45キロメートルという地理的条件から、現在のUR都市機構による坂戸市北坂戸地区、鶴ヶ島市富士見地区の大規模な住宅団地の建設が始まり、この建設を契機といたしまして周辺の開発が進み、その排水処理が困難となり、河川等の汚濁、雨水による浸水等が懸念されたため、坂戸都市計画下水道事業を計画し、下水道事業を広域的に処理するための一部事務組合として、昭和43年2月に本組合が発足いたしました。その後、昭和48年には北坂戸地区と富士見地区の公団住宅への入居に伴い北坂戸水処理センターが供用開始され、平成6年に処理区域拡大に伴う汚水量増大に対応するため、石井水処理センターが供用開始されたところでございます。汚水整備の状況といたしましては、令和5年度末で1,816.1ヘクタールの整備が完了しており、整備率は97.1%となっております。現在は、令和8年度の未普及区域の概成に向けて整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8番、田中栄議員。

○8番（田中 栄議員） 本組合の歴史を遡りますと、坂戸市北坂戸地区から始まります耐用年数を経過した管渠の更新が順次必要となることが分かります。管渠の更新を今後どのように考えているのか伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

本組合における最も施工年度が古い管渠は、昭和46年に北坂戸地区に布設されたもので53年が経過しており、鉄筋コンクリート管の標準耐用年数である50年を超過しております。しかしながら、耐用年数を経過した管渠であってもすぐさま機能が失われるものではないため、ストックマネジメント事業における点検調査を行い、更新しなくてはならないと判断された管渠について対応することとしております。

次に、管渠の更新でございますが、古い管渠を撤去して新たに管渠を布設し直す方法と既設の管渠の中に新たに管を成形する更生方法があり、どちらも延命される期間は同程度と見込まれております。どちらの方法を選択するかにつきましては、対象となる管渠の大きさや埋設の深さ等について個々に検討や経済比較を行い、より安価となる施工方法を採用しております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8番、田中栄議員。

○8番（田中 栄議員） それでは、管渠の更新や更生の詳細について具体的にお示しください。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

初めに、管渠の更新につきましては、汚水の流れが悪いなどの支障がある場合は既設管を撤去いたしま

して新たな管と入れ替えております。

次に、管渠の更生工法ですが、こちらは大きく2つに分けられます。1つ目は、樹脂製の膜を既設管の内側に引き込みまして、蒸気などで復元して貼り付ける反転形成工法と言われており、面整備管など管径が比較的小さい管に使用されておりまして、本組合では西坂戸団地内で採用した実績がございます。

2つ目は、既設管の内側に樹脂製の更生材を専用の機械を使ってらせん状に巻きつけて新たな管をつくり、既設管との隙間にモルタルを充填して接合する製管工法と言われておりまして、幹線などの比較的大きい管渠に使用されているもので、本組合におきましては北坂戸水処理センターから石井水処理センターへ延びる統合幹線の腐食防止対策にて採用した実績がございます。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8番、田中栄議員。

○8番（田中 栄議員） 更新も更生も延命期間は同程度ということですが、標準を過ぎておる管渠もございますので、適切な施工をお願いいたします。

それでは、ストックマネジメント事業における点検調査で更新しなくてはならないと判断された管渠について、どのような点検をなされているのか伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

ストックマネジメント事業における点検は、令和4年度よりマンホール内部及びマンホールから管渠内部の目視点検を実施しており、詳細な調査が必要と診断された箇所につきましては、今年度より自走式テレビカメラを用いた管渠調査を実施しております。調査の進捗状況といたしましては、現在評価を含めた報告書の作成中とのことでありまして、緊急で修繕工事を実施しなければならないような箇所はないとの口頭での報告を受けております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8番、田中栄議員。

○8番（田中 栄議員） 同様のインフラ問題は海外でも発生しており、ドイツでは老朽化した下水道インフラに対して人工知能、A Iとセンサーを組み合わせた高度なモニタリングシステムを導入し、劣化の予測と迅速な対応を実現しているそうです。国内でも劣化や破損の早期発見に向け、センサー、ドローン、A Iなどの最新技術の活用も進められております。これらの技術を使って下水道管の状態を定期的に監視することで、リスク箇所を正確に特定できるようにもなっているそうです。

下水管点検方法の見直しについて、ご所見を伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

本組合では、自走式のテレビカメラや管口カメラ、またマンホール内を目視により管渠内を調査しておりますが、昨今ではドローンや船舶型のカメラ、A IやG P Sなど最新技術を活用しての調査が開発されており、今後本組合においてもその導入につきまして調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8 番、田中栄議員。

○8 番（田中 栄議員） 今回すぐに点検結果をホームページに掲載されたことは評価いたします。災害の後などには応急工事などに便乗した悪質な業者に被害者がだまされることがあり、県によりますと八潮市の住民からも疑わしい情報が寄せられているということです。手口としては、上下水道を無料で点検すると持ちかけて必要ない修理の契約を迫ったり、行政の委託業者を装って住宅を訪問して調査し、高額な費用を請求したりすることなどが考えられているということです。ホームページに県の相談窓口の電話番号の掲載や市内の優良業者を掲載するのもよいかと考えますが、ご所見を伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

今回の事故を受けて、市民の方から何らかの被害に遭ったとお問合せは受けておりませんが、今回の件以外では、下水道組合の名前を使いまして、役所から依頼されたかのように宅地内の下水管点検、清掃を勧めたりする業者の訪問販売について、ホームページで注意喚起を促しております。また、年に数度、市民の方から同様のお問合せをいただくことがございますので、そのような場合には、本組合から宅内の清掃を業者に依頼することはないため、不要であればお断りいただくようお願いをさせていただいております。さらに悪質な場合には関係機関と連携して対応したいと考えております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8 番、田中栄議員。

○8 番（田中 栄議員） 下水道は、衛生的な暮らしを守る、水環境を守る、浸水から守るなどの機能を持つ社会資本です。人、下水道部門の職員数の減少。物、下水道管の寿命がどんどん減っている。金、人口減少による使用料収入の減少の3つの減が健全な下水道維持を困難にしていると言われております。下水道は、水道よりコストが高くなります。下水道管は、水道管より口径が大きく、埋設場所も深いため、掘削作業が大規模化し、交換した場合の工事費は水道の3から4倍に上ると申します。また、下水の流れの維持には複数のポンプが必要で、設置費用や維持管理費もかかるため、使用料収入がコストに見合わないケースが多く、各自治体に負担をかけ、料金の適正化は急務と考えます。しかしながら、急激な使用料改定は市民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあると言われております。しかし、事故を防ぐには予算の確保と適正な配分が必要ですが、ご所見を伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

現在、本組合では、水処理センター統合に向けた石井水処理センターの増設事業をはじめ、下水道未整備地区の面整備事業等、多くの事業を実施しております。また、施設の適正な維持管理を行うため、ストックマネジメント事業や耐震化事業、耐水化事業も実施しております。これら事業を実施するためには多くの予算が必要となりますので、支出においては徹底した見直しを行い、経費の削減を図ることとし、収入においては補助金の確保についての要望を継続的に実施し、また経費回収率100%を目指すため、今回

下水道使用料の改定をお願いしたところでございます。今後におきましても、緊急度や優先度を的確に見込み、適正な予算配分に努めてまいります。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。

8番、田中栄議員。

○8番（田中 栄議員） 八潮市における下水道管の事故を受けて種々質問してまいりましたが、市民の安全と生活の質を守るための本組合の今後の取組についてご所見を伺います。

○野沢聖子議長 高山参与、答弁。

○高山 淳事務局参与（兼）水処理センター所長 お答えいたします。

今回の八潮市の事故を契機といたしまして、インフラ施設を適正に維持管理していくことが市民生活の安全を守ることにつながることを再認識したところでございます。

今後におきましては、ストックマネジメント事業を着実に進めるとともに、定期的な調査、点検を並行して実施し、適正な下水道施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野沢聖子議長 よろしいですか。



◎議長の挨拶

○野沢聖子議長 以上をもって今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、早朝からご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。また、スムーズな議事進行にもご協力いただき、感謝申し上げます。

3月になり春の訪れを感じる時期となりましたが、季節の変わり目で、本日のようにまだ気温の低い日もあります。議員各位をはじめ皆様方におかれましては、くれぐれも体調を崩されませんようご自愛いただきまして、両市並びに本組合の発展のため、より一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げて、閉会の挨拶といたします。



◎管理者の挨拶

○野沢聖子議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員の皆様方のご協力により、スムーズのうちに無事終了することができました。寒暖差が異常でありますので、周りの人を見ても結構体調を崩している人が大勢おります。議員の皆様方はお体に十分ご留意いただき、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、御礼の挨拶といたします。ありがと

うございました。



◎閉会の宣告

(午前 11 時 13 分)

○野沢聖子議長 これをもちまして、令和 7 年 3 月第 1 回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月3日

議 長 野 沢 聖 子

署 名 議 員 小 林 ひ と み

署 名 議 員 小 川 未 奈 子